【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局
【提出日】	2020年５月27日
【会社名】	株式会社　関門海
【英訳名】	ＫＡＮＭＯＮＫＡＩ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ．
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼ＣＥＯ　田中　正
【本店の所在の場所】	大阪市西区北堀江二丁目３番３号
【電話番号】	０６（６５７８）００２９（代表）
【事務連絡者氏名】	経営支援本部部長　岩本　匡史
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区北堀江二丁目３番３号
【電話番号】	０６（６５７８）００２９（代表）
【事務連絡者氏名】	経営支援本部部長　岩本　匡史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2020年５月20日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

①貸倒引当金繰入額の計上（個別決算）

当社は、完全子会社への債権について子会社の財務状況を勘案し、貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に計上いたしました。

②関係会社株式評価損の計上（個別決算）

当社が保有する関係会社株式のうち、実質価額が著しく下落した子会社株式について減損処理を実施し、関係会社株式評価損を計上いたしました。

③関係会社事業損失引当金繰入額の計上（個別決算）

当社は、子会社の財務状況を勘案し、子会社の事業の損失に備えるため関係会社事業損失引当金繰入額を特別損失に計上いたしました。

④減損損失の計上

当社は、新型コロナウイルスの影響を受けたこと等による収益性の低下に伴い店舗の固定資産について、減損損失を特別損失に計上いたしました。

⑤繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額の計上

当社は、新型コロナウイルスの影響を受け翌年度の事業見直しに伴う収益悪化等から繰延税金資産の回収可能性を慎重に判断した結果、繰延税金資産を取崩すこととし、法人税等調整額として計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

①貸倒引当金繰入額の計上（個別決算）

当該事象により、2020年３月期の個別決算において、貸倒引当金繰入額119百万円を販売費及び一般管理費として計上いたしました。

なお、当該貸倒引当金繰入額は、連結決算においては相殺消去されるため、連結損益への影響はありません。

②関係会社株式評価損の計上（個別決算）

当該事象により、2020年３月期の個別決算において、関係会社株式評価損23百万円を特別損失として計上いたしました。

なお、当該関係会社株式評価損は、連結決算においては相殺消去されるため、連結損益への影響はありません。

③関係会社事業損失引当金繰入額の計上（個別決算）

当該事象により、2020年３月期の個別決算において、関係会社事業損失引当金繰入額90百万円を特別損失として計上いたしました。

なお、当該関係会社事業損失引当金繰入額は、連結決算においては相殺消去されるため、連結損益への影響はありません。

④減損損失の計上

当該事象により、2020年３月期の連結決算及び個別決算において、減損損失85百万円を特別損失に計上いたしました。

⑤繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額の計上

当該事象により、2020年３月期の連結決算において、法人税等調整額95百万円、2020年３月期の個別決算において、法人税等調整額90百万円を計上いたしました。

以　上